

公 告

令和9年度陸上自衛隊練馬駐屯地における展示即売会の設置及び経営
業務募集要領

陸上自衛隊練馬駐屯地
業務隊長 伊 藤 浩 之
(公 印 省 略)

陸上自衛隊練馬駐屯地における展示即売会の設置（以下「設置等」という。）及び経営を希望する者は、下記に基づき応募されたい。

記

1 公募に付する事項

陸上自衛隊練馬駐屯地における展示即売会の設置等業務

(1) 公募業種

ア 食品販売

洋菓子、和菓子、菓子（加工食品）、弁当（宅配除く。）、総菜、ファストフード、ベーカリー、漬物、野菜、特産品、飲料（アルコール・ノンアルコールを除く。）、キッチンカー

イ 物品販売

訓練用品、スポーツ用品、装飾品、理美容用品、衣料品、雑貨、カー・バイク用品、寝具類、健康用品等の社会通念上、展示してその場で販売が可能と判断できるもの。

(2) 細部については、別途配布する「募集要領」及び「仕様書」を参照

2 応募資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしている者ではないこと。

- (8) 業者等の役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団等及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (13) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (14) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 書類配布及び説明会

(1) 募集要領・仕様書の掲示

ア 期 間

令和8年7月24日（金）から8月6日（木）まで

イ 掲示場所

東部方面会計隊ホームページ「公募・企画競争情報」

(<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/koubo.html>)

※ 郵送にて請求する場合、270円切手を貼付した封筒（角型2号）を送付すること。

(2) 応募予定業者に対する説明会

対面での説明会は実施せず、書面での公募手続きとする。公募手続き及び書類について不明な点は第5項の問い合わせ先まで連絡されたい。

4 応募手続

設置を希望する業者は、令和8年8月28日（金）午後4時まで（必着）に関係書類を陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊厚生科厚生班へ提出するものとする（郵送可。ただし、直接持ち込みの場合は、土日祝を除く平日の9時から16時まで。）。

5 問い合わせ先

〒179-8523

東京都練馬区北町4丁目1番1号

陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊厚生科（担当：新谷、佐々木）

電話番号：03-3933-1161（内線2327）